

JAF公認国内競技



2008年JAFカップオールジャパングードトライアル JMRC全国オールスターダートトライアルin関東



特別規則書

開催日：2008年11月8日(土)～11月9日(日)

会場：丸和オートランド那須(栃木県那須塩原市)

主催：モータースポーツクラブうめぐみ

共催：チームプライム

運営：M3ジャパン株式会社

協力：JMRC関東ダートトライアル部会

JMRC栃木ジムカーナ部会

公認：社団法人 日本自動車連盟(JAF)

後援：JMRC北海道

JMRC東北

JMRC関東

JMRC中部

JMRC近畿

JMRC中国

JMRC四国

JMRC九州



MOTOR・SPORT・CLUB

うめぐみ

TEAM PRIME
RALLY・DIRTTR・GYMKHANA

M3 JAPAN CO.,LTD.

第1条 競技会の定義及び組織

2008年JAFカップオールジャパンダートトライアル/JMRC全国オールスターダートトライアルin関東は、社団法人日本自動車連盟(以下「JAF」という)の公認のもとに国際自動車連盟(FIA)の国際モータースポーツ競技規則とその付則、それに準拠したJAFの国内競技規則とその付則、2008年日本ジムカーナ/ダートトライアル選手権規定(第1章及び第2章を除く)、並びに2008年JAFカップオールジャパンジムカーナ/ダートトライアル規定、スピード行事競技開催規定及び本競技会特別規則に従い国内競技として開催される。

第2条 競技会の名称

2008年JAFカップオールジャパンダートトライアル
JMRC全国オールスターダートトライアルin関東

第3条 競技種目

ダートトライアル

第4条 競技の格式

JAF公認:国内競技 JAF公認番号:2008年1739号

第5条 開催日程

2008年11月8日(土)～9日(日) 2日間

第6条 競技開催場所(コース公認No.2008-II-0901)

丸和オートランド那須
栃木県那須塩原市高林字蛇尾川添259-1
TEL:0287-68-0345 FAX:0287-68-0309

第7条 オーガナイザー

[モータースポーツクラブうめぐみ]
代表 梅沢 三朗
〒377-0064 群馬県渋川市北碓町八崎786-9
TEL:0279-24-1985 FAX:0279-24-1985
[チームプライム]
代表 細矢 敏之
〒339-0067 埼玉県さいたま市岩槻区西町4-2-8
TEL:048-757-1594 FAX:048-757-1594

第8条 大会役員

大会 会長:藤田 直 廣(JMRC中国運営委員長)

第9条 組織委員会

組織委員長:宮 入 忠(JMRC関東)
組織委員:和 泉 泰 至(JMRC北海道)
組織委員:日 向 俊 男(JMRC東北)
組織委員:福 田 淳 三(JMRC中部)
組織委員:杉 尾 泰 之(JMRC近畿)
組織委員:岩 根 つ も る(JMRC中国)
組織委員:藤 沢 繁 美(JMRC四国)
組織委員:今 福 和 彦(JMRC九州)

第10条 競技会主要役員

1) 競技会審査委員会

競技会審査委員長:武 山 策 彌(JAF派遣)
競技会審査委員:中 村 善 浩(JAF派遣)
競技会審査委員:上 村 賢 司(組織委員会任命)

2) 競技役員

競技長:貞 清 仁(T.PRIME)
副競技長:梅 沢 三 朗(MSCうめぐみ)
副競技長:星 忠(SHAKE DOWN)
コース委員長:新 名 孝 雄(FSC)
計時委員長:佐 藤 弥 恵 子(FSC)
技術委員長:中 村 真 幸(SPHERE)

パドック委員長:清 島 康 伸(ACTIVE)
救急委員長:久 野 幸 也(MSCうめぐみ)
医師団長:森 隆 司(Big On)
事務局長:坂 本 光 弘(M3)

第11条 参加申込及び参加費用

1) 参加申込先及び問い合わせ先(大会事務局)

① JAF全日本選手権シリーズでの出場資格保持者

〒325-0107 栃木県那須塩原市高林259-1
M3ジャパン(株)内 JAF CUP事務局
TEL:0287-68-0345 FAX:0287-68-0309
担当者:坂本 光弘

② JAF地方選手権及びJMRC選抜戦シリーズでの出場資格保持者

(JMRC各地区ダートトライアル部会長宛に現金書留で申し込む事)

[北海道/A地区]

〒061-1124 北海道北広島市稲穂町西4-4-16 稲穂マンション201

担当者:和泉 泰至 TEL:090-2698-4011

[東北/B地区]

〒039-1161 青森県八戸市河原木字小田58 (南)カーショップ日向内

担当者:日向 俊男 TEL:0178-28-0075

[関東/C地区]

〒399-0007 長野県松本市芝3-4-17

担当者:宮入 忠 TEL:0263-26-2545

[中部/D地区]

〒924-0821 石川県白山市木津町1061

担当者:福田 淳三 TEL:076-276-5753

[近畿/E地区]

〒651-2401 兵庫県神戸市西区岩岡町岩岡271 (株)杉尾ガレージ内

担当者:杉尾 泰之 TEL:078-967-2641

[中国/F地区]

〒738-0034 広島県廿日市市宮内1450 岩根自動車鋳金内

担当者:岩根 つもる TEL:0829-39-0590

[四国/G地区]

〒760-0005 香川県高松市宮脇町1-8-26

担当者:藤沢 繁美 TEL:087-831-5789

[九州/H地区]

〒820-1112 福岡県飯塚市鹿毛馬266-1

担当者:今福 和彦 TEL:09496-2-0252

2) 参加受付期間

受付開始 2008年10月 3日(金)

締切日 2008年10月17日(金) 必着

3) 提出書類

所定の参加申込書、車両申告書、選手紹介書等に必要事項を記入し、署名のうえ、以下の参加料を添えて参加受付期間内に上記まで現金書留にて申し込む事。

4) 参加料

JMRC会員 ￥35,000. (サービス員2名分含む)

JMRC会員以外 ￥40,000. (")

5) その他

① サービスカー登録料 ￥5,000./1台

② パドック予備スペース ￥3,000./1区画

③ 追加サービス員登録料 ￥1,000./1名

④ 競技車両積載車 無料(要登録)

⑤ 宿泊及び食事は各自で準備の事。(決勝当日の昼食に関しては、JMRC各地区のケータリングサービスを実施予定)

第12条 サービス員及びサービスカー

- 1) 競技参加者はパドックに持ち込むサービスカーについて競技参加申込と同時に登録を必要とする。登録したサービスカーにはパーキングチケットを発行する。なお、サービスカーはパドック内のオーガナイザーが指定した駐車スペースに置く事。
- 2) サービスカーのサイズが全長5m・全幅2.5mを超える場合は事前に確認の上、複数台数分で申し込む事。
- 3) パドック予備スペースは1区画を5m×2.5mとし、競技参加申込と同時に登録を必要とする。ただし、パーキングチケットの発行はしない。
- 4) 競技参加者はサービス員について競技参加申込と同時に登録を必要とする。サービス員にはクレデンシャルカードを発行する。
- 5) 競技車両積載車は競技参加申込と同時に登録（無料）を必要とする。登録した競技車両積載車にはパーキングチケットを発行する。なお、競技車両積載車はオーガナイザーが指定する駐車スペースに置く事。

第13条 競技のタイムスケジュール

11月8日(土)

ゲートオープン 10:00～

公式受付 A 14:00～16:00

公式車両検査 A 14:30～16:30

車両持出受付 15:00～17:30

ゲートクローズ 18:00

11月9日(日)

ゲートオープン 6:00～

公式受付 B 6:30～6:50

参加確認受付 6:30～7:10

公式車両検査 B 6:40～7:00

持出車両再検査 6:40～7:20

慣熟歩行 7:30～8:10

開会式 8:15～8:30

ドライバーズブリーフィング 8:30～8:45

第1ヒート開始 9:00～

慣熟歩行 第1ヒート終了後40分間

第2ヒート開始 慣熟歩行終了15分後

閉会式・表彰式 16:30～(予定)

※ヒート及びクラスの間に散水する場合がある。

※公式受付、公式車両検査はA・Bどちらでも選択できるが、公開練習参加者は公式受付A及び公式車両検査Aを必ず受ける事。また、公式受付Aを済ませた場合でも決勝当日の参加確認を受ける事。

第14条 参加車両

2008年日本ジムカーナ／ダートトライアル選手権規定第11条に基づいたN部門・SA部門・SC部門・D部門の4部門とする。

第15条 クラス区分

2008年日本ジムカーナ／ダートトライアル選手権規定第12条2. 1) 及び2) に基づいた下記のクラス区分とする。

[スピードN車両部門]

クラス1: 2輪駆動のN車両

クラス2: 気筒容積1600cc以下の4輪駆動のN車両

クラス3: 気筒容積1600ccを超える4輪駆動のN車両

[スピードSA車両部門]

クラス1: 2輪駆動のSA車両

クラス2: 4輪駆動のSA車両

[スピードSC車両]

クラス1: 2輪駆動のSC車両

クラス2: 気筒容積1600cc以下の4輪駆動のSC車両

クラス3: 気筒容積1600ccを超える4輪駆動のSC車両

[スピードD車両部門]

クラス区分なし

第16条 参加者及び競技運転者(ドライバー)

- 1) 参加者は有効なJAF発給の競技参加者許可証の所持者でなければならない。ただし、競技運転者は参加者を兼ねる事ができる。
- 2) 競技運転者は有効な自動車運転免許証とJAF発給の競技運転者許可証の所持者でなければならない。
- 3) 満20歳未満の競技運転者は参加申込みに際し、親権者の承諾書をオーガナイザーに提出しなければならない。

第17条 参加受理優先基準

- 1) 2008年度JAF全日本選手権シリーズの各部門、各クラスの上位入賞者3名
- 2) 2008年度JAF地方選手権シリーズの各部門、各クラスの上位入賞者3名
- 3) 2008年度JMRC各地区選抜戦シリーズの各部門、各クラスの上位入賞者2名
- 4) 前項3) に該当する者も含んでオーガナイザーの申請に基づきJAFが審査の上、認められた者。ただし、前項1) 及び2) に定める参加資格並びに優先順位を妨げないものとする。

第18条 同一競技会の参加制限

- 1) 同一運転者は1つの競技会に1クラスしかエントリーできない。
- 2) 同一車両による重複参加(ダブルエントリー) は同一クラス内に限り認められる。

第19条 参加制限

最大参加受理台数は180台とする。

第20条 参加受理

参加申込締め切り後、参加申込者に対して参加の諾否を通知する。
参加クラスが不成立の場合は参加受理書にて通知する。

第21条 参加拒否

オーガナイザーは理由を示すことなく参加を拒否する権限を有する。
この場合、事務手数料¥1,000を差し引き参加料を返却する。

第22条 車両変更

- 1) 正式参加申込後の車両変更は参加車両に故障・破損等、止むを得ない事情がある場合のみとし、競技会審査委員会の承認を得る事。
- 2) 車両変更は同一部門同一クラスである事。
- 3) 車両変更申請は当該競技会の参加確認受付終了までとする。

第23条 車両検査

- 1) 競技会技術委員長は公式車両検査を実施する。また、公式車両検査に車両を提示する事は、当該車両がすべての規則に適合し参加申告したものとみなされる。
- 2) 参加者は出走可能な状態で特別規則書または公式通知に示されるタイムスケジュールに従い指定の場所で公式車両検査を受けなければならない。公式車両検査で不合格または拒否の場合並びに競技会技術委員長の修正指示に従わない場合は当該競技会に参加できない。
- 3) すべての参加者は公式車両検査と同時に本競技会特別規則第26条に従った服装、装備、備品について検査を受ける事。
- 4) 競技番号(ゼッケン) は公式車両検査までに車両の左右に貼付けする。競技期間中に、競技役員から競技番号についての修正指示が出た場合は、これに従う事。
- 5) 競技会技術委員長は車両の改造等が不適当と判断した箇所について修正を求める事ができる。修正を命じられた車両は修正後、再度車両検査を受けなければならない。
- 6) 競技会技術委員長は競技期間中いつでも参加車両及びドライバーの参

加資格について検査する事ができる。

- 7) 競技会審査委員会の承認のもと、競技会技術委員長は競技終了後、上位入賞者に対し最終車両検査を実施する。当該車両の対象となった参加者はその指示に従う事。
- 8) 競技会技術委員長が行う検査及び再車両検査の分解及び組み付けに必要な工具、部品、必要経費はすべて参加者の負担とする。万一、当該検査を受けない場合または検査の結果不合格の場合は、競技会審査委員会の裁定により失格となる場合がある。
- 9) 参加者は技術委員の求めがあれば各自の参加車両が車両規定に適合している旨を証明する為、車両規定に定める証明資料等を提示し証明しなければならない。
- 10) 競技車両は公式車両検査終了後から正式結果発表までの間は指定駐車待機場所で保管されているものとし(コース走行中または走行までの移動を除く)、車両保管解除もしくは正式結果の発表があるまではオーガナイザーの管理下に置かれる。
- 11) 参加者は当該年の日本ジムカーナ／ダートトライアル選手権規定第5章32条2に基づき、公式車両検査合格後に競技会技術委員長の許可を得て車両の調整、変更、交換作業を行った場合は、作業が終了した後に競技会技術委員長に申告して車両の規則適合性について再確認を受ける事。
- 12) 参加者は競技走行中に転倒等により車両の安全性が損なわれたと判断した場合は、競技会技術委員長に申告してその安全性について確認を受ける事。

第24条 ドライバースブリーフィング

- 1) 競技長は競技開始前に競技会審査委員会の出席を得てブリーフィングを開催する。
- 2) ドライバーはブリーフィング開始から終了まで出席していなければならない。遅刻を含みこれに違反した場合はペナルティの対象になる。

第25条 慣熟歩行

慣熟歩行はタイムスケジュールに従い、徒歩にて行う。

第26条 競技運転者の装備

- 1) 競技中はレーシングスーツ、レーシングシューズ、レーシンググローブの着用を義務付ける。
- 2) 競技ヘルメットは「JAFスピード行事競技用ヘルメットに関する指導要綱」に適合したものの着用を義務付ける。この適合性はラベルで表示されるか、または証明できなければならない。

第27条 信号表示

ドライバーへの指示は以下に示す国内競技規則付則「スピード行事における旗信号に関する指導要綱」に定められた信号及びチェッカー旗によって伝達される。

国旗またはクラブ旗	スタート合図
黄旗	パイロン移動、転倒
黒旗	ミスコース
赤旗	危険有り直ちに停止せよ
緑旗	コースクリア
チェッカー旗	ゴール合図

第28条 スタート

- 1) スタートは原則としてゼッケン順に行うものとする。
- 2) 保安上もしくは不可抗力により、当初定められたクラス毎のスタート順を変更する場合は、競技会審査委員会承認のもと、その内容を公式通知で示す。

第29条 リタイヤ

競技会の途中で競技を棄権する場合、または以降競技に出場しない場合、明確に意思表示を行いその旨を書面にて競技役員に申し出て棄権しなけ

ればならない。

第30条 計時

- 1) 計測は競技車両が最初のコントロールラインを横切った時より開始し、最終のコントロールラインを横切った時に終了する。
- 2) 計測は自動計測器により1/1000秒まで計測し、その計測結果を成績とする。
- 3) 万一、自動計測器による計測不能等が発生した場合に限り、別個の独立した自動計測器のタイムを成績とする。
- 4) 所定の時間までに参加確認受付の手続きを怠った参加者は競技結果からその名前が抹消される。

第31条 順位決定

原則として競技は2ヒートで行う。2ヒートのうち良好なタイムを採用し最終の順位(競技結果)とする。同タイムの場合は下記に従い順位を決定する。

- ① セカンドタイムの良好な者
- ② 排気量の小さい順
- ③ 競技会審査委員会の決定による。

第32条 競技上のペナルティ

- 1) スタート指示に従わない場合は当該ヒートの出走の権利を失うものとする。
- 2) スタート合図後、速やかにスタートしない場合は当該ヒートの走行タイムに5秒を加算する。
- 3) 反則スタートは当該ヒートの走行タイムに5秒を加算する。
- 4) コース上のマーカー(パイロン)の移動、または転倒と判断された場合は当該ヒートの走行タイムにマーカー1個につき5秒を加算する。
- 5) ミスコースと判断された場合は当該ヒートを無効とする。
- 6) 走行中に他の援助(オフィシャルを含む)を得た場合、当該ヒートを無効とする。
- 7) ドライバースブリーフィングに欠席の場合罰金3万円、遅刻の場合罰金1万円とする。
- 8) スタート後3分を経過しても最終のコントロールラインに達しない場合、当該ヒートを無効とする。
- 9) コントロールライン上に設置してある計測器に車両が接触した場合、その車両の当該ヒートを無効とする。

第33条 一般安全規定

- 1) すべての車両は当該車両に適用される国内競技車両規則に基づくロールバーを装着する事。
- 2) オープンカーは6点式以上のロールバーを装着する事。
- 3) すべての車両は適用車両規則に応じた4点式以上の安全ベルトを装着する事。
- 4) 競技走行中は運転者側の窓及びサンルーフを全閉する事。競技会場内に限り、運転者側の窓内側にネットの装着を強く推奨する。その場合、ネットは以下の仕様でなければならず、窓の開閉部をステアリングホイールの中心まで塞がなければならない。
 - ・材質:耐摩耗性のあるもの(帯の最小幅:19mm)
 - ・網目の最小サイズ:25mm×25mm
 - ・網目の最大サイズ:60mm×60mm
 - ・装着要領:脱着可能である事ロールバーにネットを装着する場合、ロールバーに加工してはならない。取付具を用いて装着する場合、その取付具が突起物とならない事。
- 5) パドック内での移動は最徐行で運転し、ウォームアップランやブレーキテストを禁止する。
- 6) エンジン始動中のジャッキアップを行う場合はリジッドジャッキ(通称:ウマ)を用いドライバーまたはメカニックが乗車する事。それ以外のエンジ

ン始動中のジャッキアップは禁止する。

- 7) パドック内に燃料を保管する場合は消防法に適合した金属製の携行缶に保管する事とし、総量20リッター以上の燃料を持ち込んではいない。
- 8) パドック内で給油する場合は粉末消火器(国家検定合格済みの薬剤3kg以上)を準備し、給油する事。

第34条 抗議

参加者は自分が不当に処遇されていると判断した場合、国内競技規則第12条に従い、抗議する権利を有する。

- 1) 抗議を行なう時は、必ず書面により理由を明記し、国内競技規則に規定された抗議料を添えて、競技長に提出する事。
- 2) 抗議が正当と裁定された場合、抗議料は返還される。
- 3) 抗議により車両の分解検査に要した費用は、その抗議が正当と裁定されなかった場合は抗議提出者、正当と裁定された場合は抗議対象者が負担する。その際に要した分解整備等の費用は競技会技術委員長が算出する。
- 4) 審判員の判定及び計時装置に関する抗議はできない。
- 5) 競技会審査委員会の裁定は抗議者に宣告される。

第35条 抗議の制限時間

- 1) 競技会技術委員長の決定に関する抗議は決定直後に提出しなければならない。
- 2) 成績に関する抗議は、そのクラスの暫定結果発表後30分以内に提出しなければならない。

第36条 競技会の延期、中止、または短縮

- 1) 保安上又は不可抗力の為、競技会の実施あるいは続行が困難になった場合、競技会審査委員会の決定により競技の成立、延期、中止、短縮を行う場合がある。
- 2) 競技は第1ヒートが終了した時点で成立する。
- 3) 競技会の延期によって参加者が出場できない場合、または中止の場合、参加料は返還する。ただし天災地変の場合はこの限りではない。

第37条 賞典

- 1) 各部門各クラス1位 JAFカップ／オーガナイザー賞(賞金)
各部門各クラス2位～6位 JAF賞典／オーガナイザー賞(賞金・副賞)
- 2) 特別賞 地区対抗戦等

第38条 遵守事項

- 1) 本特別規則の下で開催される競技会に参加する個人、団体は、それがいかなる理由によって起こったものであるにせよ、競技中、行事中に生じた事態について本連盟並びにその所属員及び競技役員に対していかなる責任も追及しない事。
- 2) 参加者は本大会に係わるすべての者にすべての法規及び規則を遵守させる責任を有する。
- 3) 参加者及びドライバー等のチーム関係者は、オーガナイザーまたは競技会審査委員会によって事情聴取を受けた場合は指示があるまで会場を離れない事。
- 4) 参加者及びドライバーは競技期間中競技会場において薬物等によって精神状態を繕ったり飲酒してはならない。

第39条 本規則の解釈

競技会中に本特別規則及び競技に関する諸規則の解釈に疑義が生じた場合は、競技会審査委員会が決定する。

第40条 罰則

- 1) 規則違反または競技役員の指示に対する不遵守は、国内競技規則に記載されている条項に従って罰則が適用される。
- 2) 本特別規則に関する罰則及び本特別規則に定められていない罰則の選択については、競技会審査委員会が決定する。

第41条 本規則の施行並びに記載されていない事項

- 1) 競技運転者は、競技中に有効な傷害保険(死亡1,000万円以上)、またはJMRC全国共同共済の加入者に限る。大会受付時にその保険証書(コピー可)または各地区JMRC発行の当該年度有効の会員証または加入を証明できる書類を提示する事。
- 2) 本特別規則は本競技会に適用されるもので参加申込と同時に有効となる。
- 3) 本特別規則に記載されていない事項については、JAF国内競技規則とその付則及びFIA国際モータースポーツ競技規則とその付則に準拠する。
- 4) 本特別規則発行後、JAFにおいて決定され公示された事項はすべての規則に優先する。

以上
大会組織委員会

後 援
JMRC北海道
JMRC東北
JMRC関東
JMRC中部
JMRC近畿
JMRC中国
JMRC四国
JMRC九州

会場案内図

(コース施設配置図)

